

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月29日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県周南市徳山港町3番1号

氏 名 三井化学株式会社 徳山分工場
分工場長 向 展正

電話番号 0834-31-5880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三井化学株式会社 徳山分工場
事業場の所在地	山口県周南市徳山港町3番1号
計画期間	令和5年 4月1日～令和6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	106億円/年
③ 従業員数	51人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	徳山分工場では、ウレタン樹脂の原料であるポリエーテルを製造している。発生する産業廃棄物処理はすべて外部委託している。一連の処理の工程については別紙3-1、別紙3-2及び別紙4に示す。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙5参照		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・購入原料（ドラム缶）を自社製造品にて代用することにより、 廃ドラムの削減を図った。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・廃ドラム缶削減を引き続き継続する。 ・プラントから排出される廃液の削減に取り組み、廃油の排出量削減を検討する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 石綿含有産業廃棄物については、他の廃棄物に混入しないよう、 工事元請会社の排出責任により確実な分別・保管・処理を依頼する。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組みを継続する。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる会社を選定し、書面による契約を実施している。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定している。 ・委託先の処分業者について、定期的に現地確認等を実施している。 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・委託先の処分業者について、定期的な現地確認等を実施する。		
※事務処理欄			

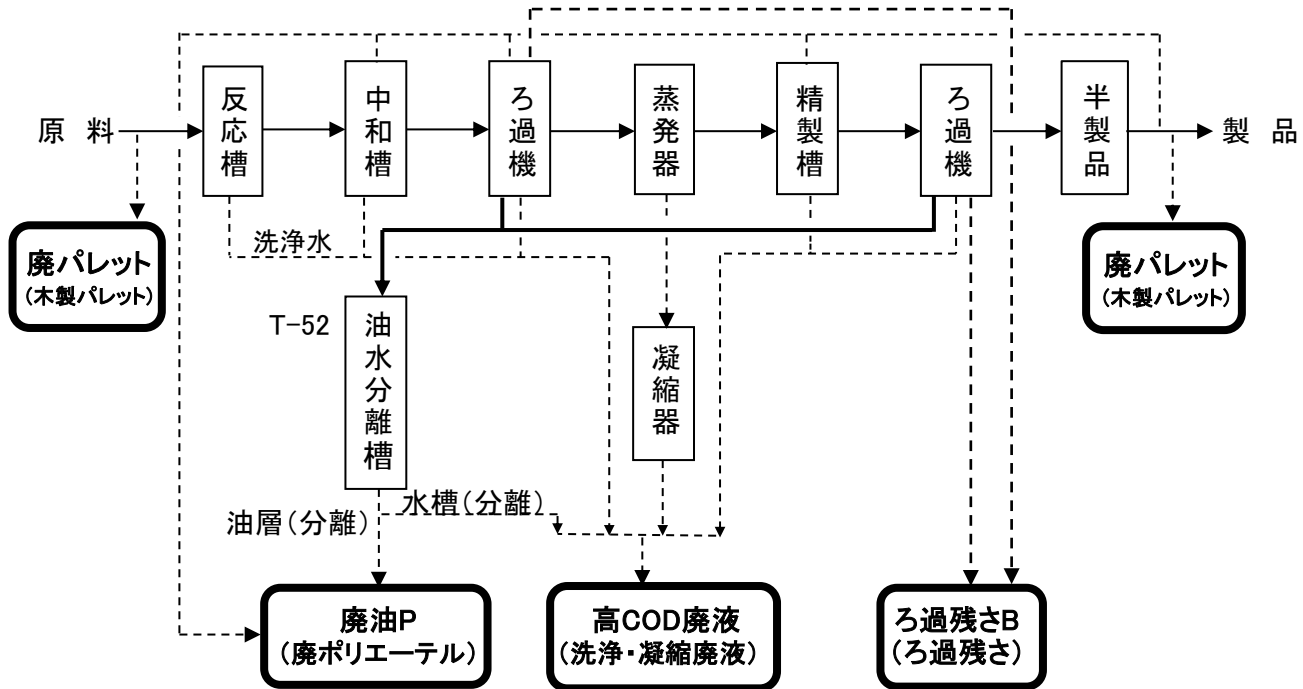
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-1 処理の工程

ポリエーテル製造 第2、第4プラント



ポリエーテル製造 第3プラント

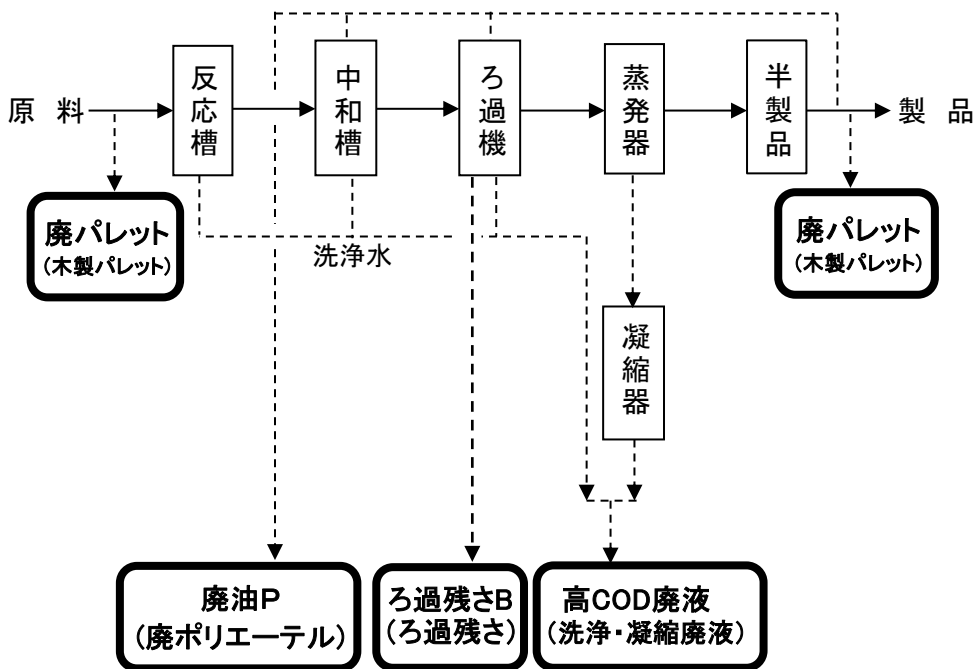


図-1 ポリエーテルポリオール製造フローシート NO.1

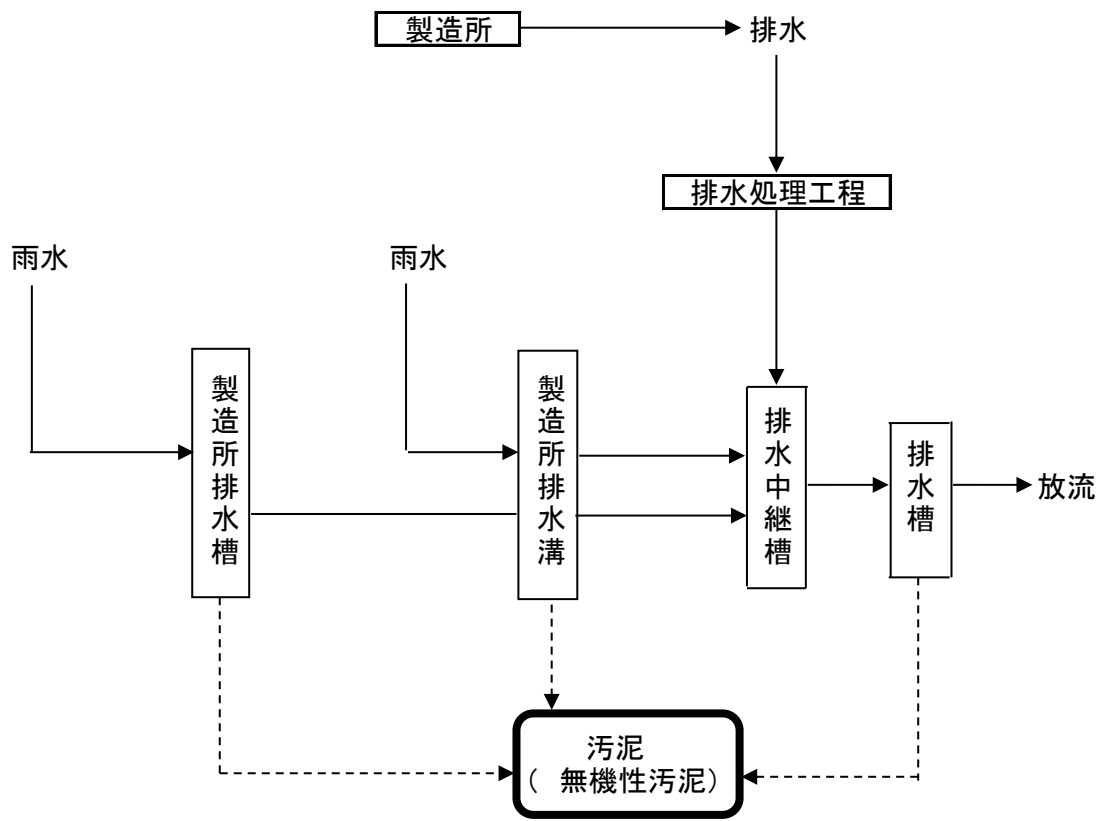


図2 排水処理フローシートNO. 2

別紙3-1 処理の工程

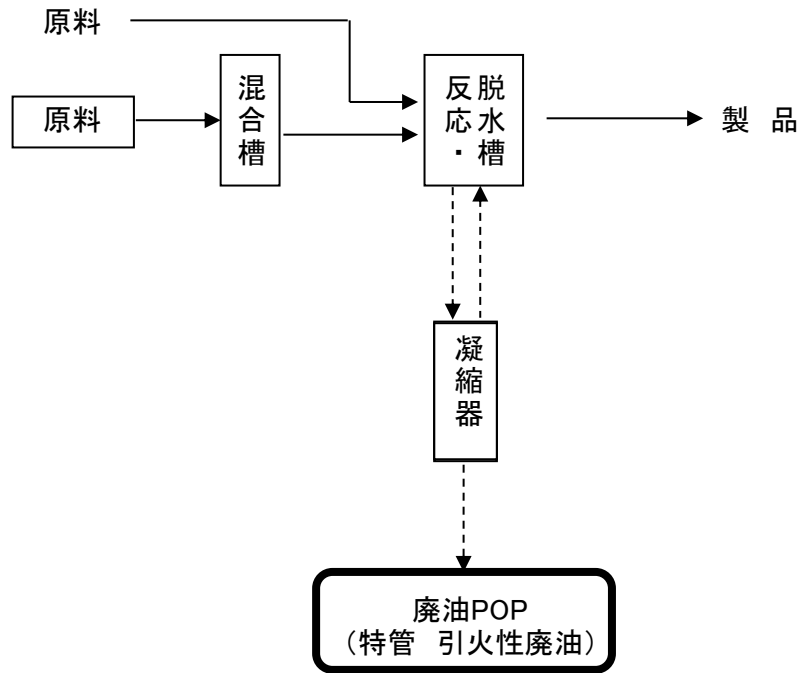


図-2 ポリマーポリオール(POP)製造フローシート

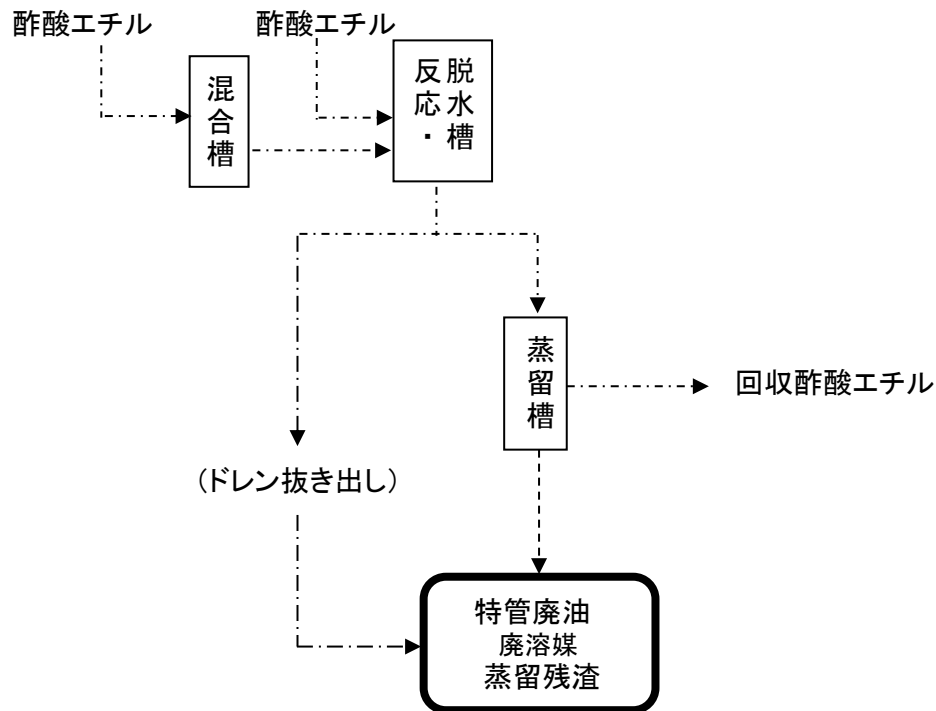


図2 ポリマーポリオール(POP)製造工程洗浄フローシートNO2

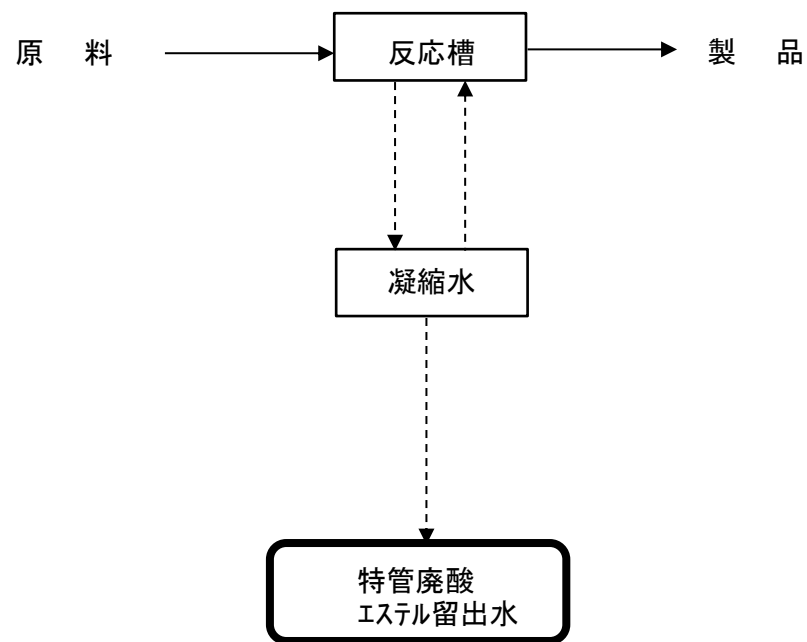


図3 ポリエステルポリオール製造フローシートNO.3

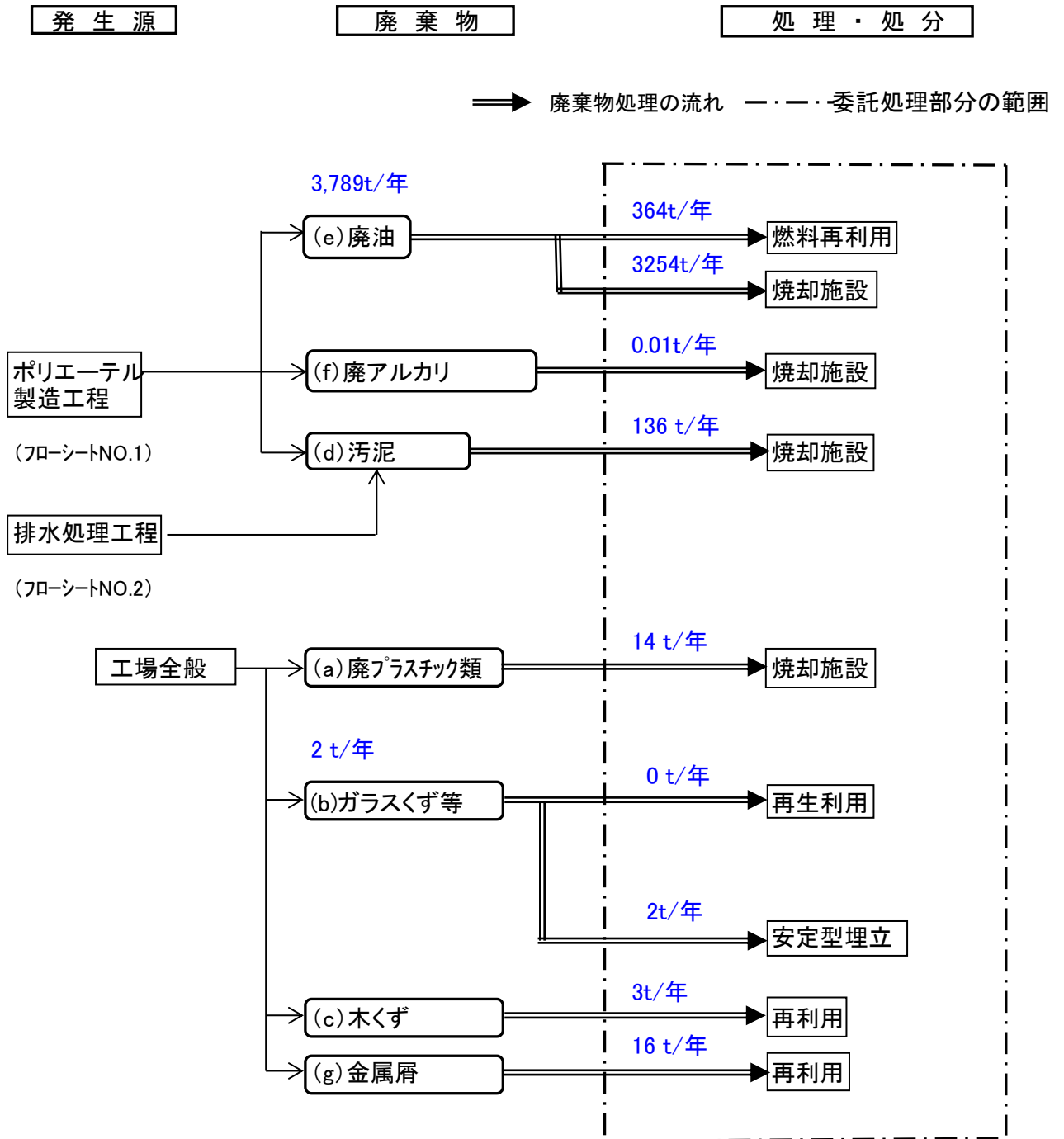


図3 廃棄物処理フロー図(現状)

別紙4

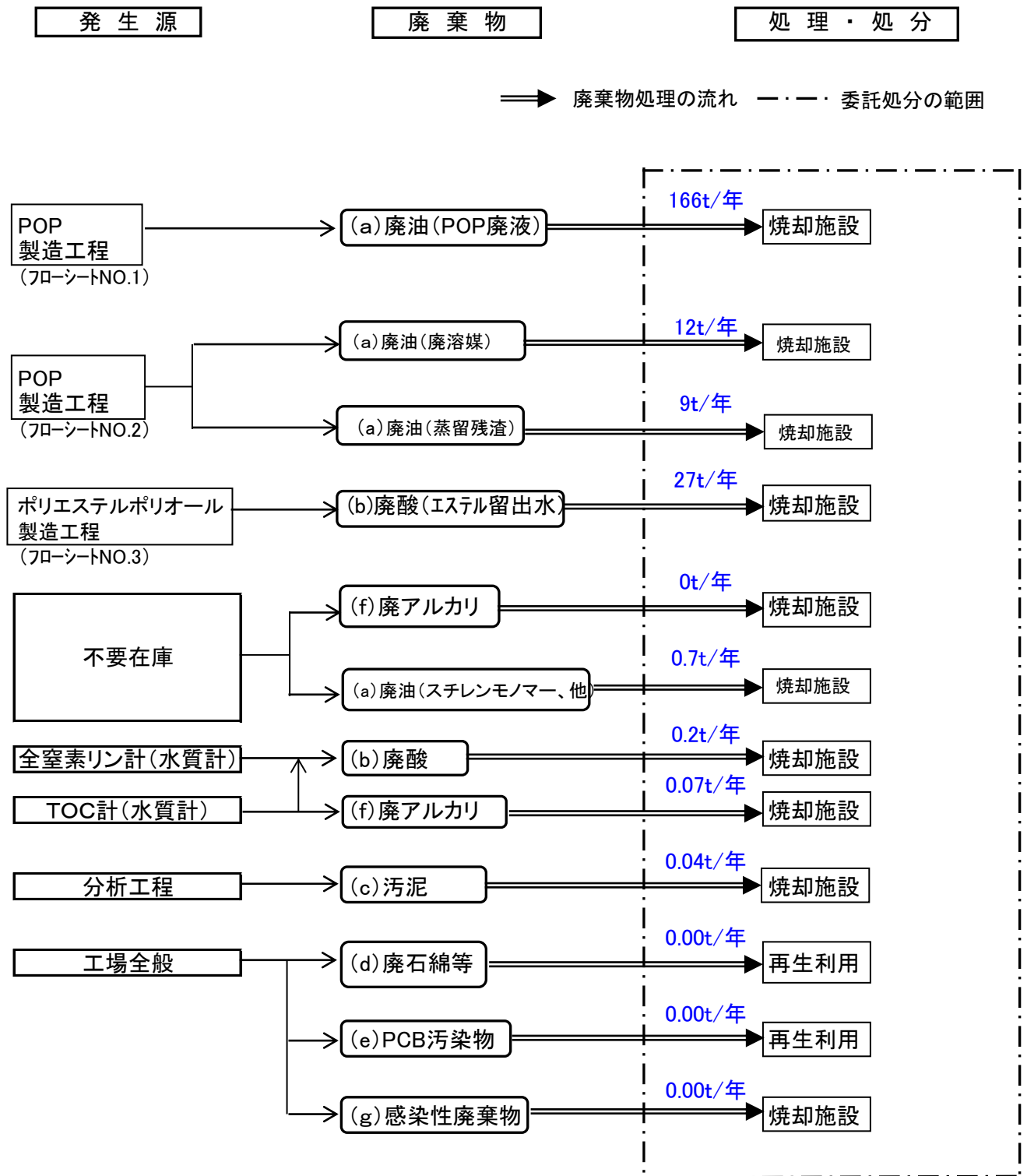


図3 特管廃棄物処理フロー図

別紙 5

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理組織図

統括責任者		所属：徳山分工場	役職：分工場長
廃棄物処理 管理責任者		組織名：安全・環境・品質グループ	役職：グループリーダー
役割	統括責任者	産業廃棄物の処理及び管理を統括する	
	廃棄物処理 管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物等の処理・処分に関する長期的計画を立案・実施 2. 環境の汚染を防止するため、排出部門長と緊密な連絡をとる。 3. 「廃棄物運搬予定表」、「産業廃棄物処理調査依頼書」により工場の廃棄物の発生量・組成等を把握し、合法的、合理的な運搬、処理・処分方法を立案・実施する。 4. 産業廃棄物を外部に処分委託する場合は、県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に運搬ならびに処分を委託する（優良認定処理業者を優先）。その際、廃棄物の種類等、適正処分を行うため処理しやすい形で引き渡すとともに、最終埋立率が1.0%以下となる様、処理計画を立案する。 	

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	三井化学株式会社 徳山分工場	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	化学工業
------------	----------------	----------	-----	-------	------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	136	135								136	135	136	135						122	121
	廃油	3,617	3,581								3,617	3,581	3,617	3,581	364	360				382	378
	廃酸																				
	廃アルカリ	0.01	0.01								0.01	0.01	0.01	0.01							
	廃プラスチック類	14	14								14	14	14	14						14	14
	紙くず																				
	木くず	3	3								3	3	3	3	3	3					
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	16	15								16	15	16	15	16	15					
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	2	2								2	2	2	2								
鋸さい																					
がれき類																					
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
13号廃棄物																					
計 (A)		3,789	3,751	0	0	0	0	0	0	0	0	3,789	3,751	3,789	3,751	382	378	0	0	518	513